

令和8年度 京都市こども誰でも通園実施概要（既認定者※向け）

※ 令和8年2月10日までに認定を受けた方

注 以下の内容には京都市会の議決等を要する内容が含まれており、現時点では案の段階です。また、国における総合支援システムの改修等も予定されており、今後、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

令和7年度から実施している乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和8年度から法律に基づく事業となることに伴い、一部制度が変更となりますので、以下のとおり、変更点をお知らせします。

1 利用の継続

本事業は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づいた新たな制度として運用されることから、本来であれば、既に認定を受けておられる方を含め、全ての利用者の皆様に、改めて利用申請を行っていただく必要がありますが、申請手続きの簡素化のため、継続利用の申請フォームから継続利用の希望の有無及び利用料減免の希望の有無をお届け出していくことにより、本市において改めて利用認定を行います。

つきましては、以下の点にご留意いただき、令和8年3月22日（日）までにスマートフォン等から申請をお願いします。なお、期限までに申請がない場合、継続利用を希望するものとみなし、認定を行いますので、ご了承ください。（詳細は「6 申請方法」参照）

2 1箇月当たりの上限利用時間

令和8年度から、国の上限利用時間である10時間に本市が独自に2時間を上乗せし、合計12時間とします。

なお、本市独自の2時間分については、京都市会の議決後に総合支援システムで追加配布（令和8年3月24日以降を予定）しますので、ご確認ください。

3 利用できる施設

令和8年度から、本市以外の市区町村から認可・確認を受けた施設もご利用いただけます。ただし、本市の基準等と異なる可能性がありますので、詳しくは当該施設にお問い合わせください。また、上限利用時間12時間のうち、本市独自に上乗せした2時間については、本市が認可・確認を行った施設でのみご利用いただけますので、ご注意ください。

4 キャンセル

総合支援システムにおいて承認された利用予約について、利用者の都合により利用できなかつた場合、利用があったものとみなし、利用時間が消費されます。令和7年度までは、利用日の前日の17時が基準（本市における標準であり、施設によって異なる）でしたが、令和8年度から

は利用当日の午前0時が基準となります。このほか、キャンセル時に利用料等が発生する場合もございますので、キャンセルの取り扱いについては、利用する施設の情報をご確認ください。

5 利用料に対する減免

施設が徴収する1時間当たりの利用料に関する減免について、令和8年度から以下のとおり変更されます。ただし、減免を受けることができない施設もありますので、詳しくは利用する施設にご確認ください。なお、課税状況の調査への同意に基づき、減免の適用対象外となったことを本市が把握した場合、職権で減免を取り消しますので、ご了承ください。

	令和7年度	令和8年度
生活保護世帯(A)	利用料の100%	300円（上限）
市民税非課税世帯(B)	利用料の80%	—
市民税所得割合算額77,101円未満(C) (概ね年収360万円未満)	—	200円（上限）

※ 国から通知等がないため、現時点では詳細が不明です。詳細が判明次第、HP等でお知らせします。

6 申請方法

令和8年2月12日（木）に京都市HP掲載予定の継続利用の申請フォーム（（利用者認定を受けている方向け）「こども誰でも通園制度」継続利用申請フォーム）から、以下のとおり申請を行ってください。

（1）生活保護世帯(A)の認定を受けた方

認定内容は令和8年度も引き継がれますので、継続利用の申請をお願いします（減免に関する申請は不要）。

（2）市民税非課税世帯(B)の認定を受けた方

当該減免は令和7年度で廃止され、令和8年度から、認定内容は市民税所得割合算額77,101円未満(C)に自動移行されますので、継続利用の申請をお願いします（減免に関する申請は不要）。

（3）減免認定を受けていない方で、市民税所得割合算額が77,101円未満の方

申請時点において、市民税所得割合算額が77,101円未満である場合、令和8年度から新たに200円（上限）の減免対象となるため、継続申請及び減免申請をお願いします。

（4）減免認定を受けていない方で、市民税所得割合算額が77,101円以上の方

継続利用の申請をお願いします。

7 その他

現在の認定内容に変更がある場合（引っ越し、利用されるお子さんの追加、減免の追加申請等）は、本市HPからアクセスし、スマート申請により変更申請を行ってください。ただし、国のシステム改修に伴い、本市のスマート申請もシステム改修を行うため、令和8年2月24日（火）から令和8年3月22日（日）まで申請を停止しますのでご注意下さい。